国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(組織)	(組織)	
第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	
(1)~(10) (略)	(1)~(10) (略)	
(11) 次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者 1人	<u>(11) 研究・財務戦略部長</u>	
(12) 総務課長	(12) 総務・経営企画部総務課長	
(13) (略)	(13) (略)	
2 (略)	2 (略)	
(事務)	(事務)	
第9条 委員会の事務は、総務課情報化推進室において処理す	第9条 委員会の事務は、総務・経営企画部総務課情報化推進室	
る。	において処理する。	

附 則(令和3年4月1日規程第15号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。